

福岡県医発第668号(地)

平成17年 7月 1日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



老人、母子家庭等医療証及び国民健康保険高齢者受給者証の更新について

福岡市が実施している医療費助成制度のうち、福岡市老人医療（通称：41老人）及び母子家庭等医療の医療証が、8月1日付で更新される旨、福岡市より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

福岡市老人医療につきましては、7月下旬に本年度市民税非課税等更新できる対象者へ新医療証が郵送され、母子家庭等医療につきましては、対象者の申請に基づき認定者に新医療証が交付されますので、8月1日以降の診療に際しては、新医療証において受給資格の確認をお願いいたします。

また、国民健康保険高齢者受給者証も8月1日付で更新となるため、7月下旬に対象者に新受給者証が送付されます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





(公 印 省 略)
福 保 年 第 4 0 2 号
平成17年 6月16日

福岡県医師会会長 様

福 岡 市 長 山 崎 広 太 郎
(保健福祉局保健医療部保険年金課)

老人、母子家庭等医療証及び国民健康保険高齢受給者証の更新について（お知らせ）

盛夏の候、貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本市における医療費助成制度の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市で実施しております医療費助成制度のうち、福岡市老人医療（通称：41 老人）及び母子家庭等医療の医療証を、裏面のとおリ 8月1日 付にて更新を行います。

福岡市老人医療につきましては、7月下旬に本年度市民税非課税等更新できる対象者へ新医療証を郵送し、母子家庭等医療につきましては、対象者の申請に基づき認定者に新医療証を交付します。

8月1日以降の診療に際しましては、新医療証において受給資格の確認を行っていただきますようお願い申し上げます。

また、国民健康保険高齢受給者証も8月1日付で更新となるため、7月下旬に対象者に新受給者証を送付します。

なお、医療証更新の掲示用ポスターを作成いたしましたので、貴会での掲示方よろしく願いいたします。

今後とも本制度の運営にご協力をお願いいたしますと共に、貴会各会員への周知につきまして、特段のご配慮をいただきますよう、重ねてお願いいたします。



記

◎ 新医療証は次のように変わります。

医 療 証		医療証の色		更 新 日	備 考
制度番号	名 称	旧	新		
4 1	老人医療証	藤 色	クリーム色	H 17. 8. 1	旧医療証の有効期限が7月31日で満了します。 新しい医療証（医療証の番号が変わります。）は、資格審査後、再度対象者として認定した人に郵送交付します。
9 0	母子家庭等医療証	緑 色	黄 色	H 17. 8. 1	旧医療証の有効期限が7月31日で満了します。 新しい医療証（医療証の番号が変わります。）は、 <u>対象者の申請に基づく資格審査後</u> 、再度対象者として認定した人に交付します。
国保	国民健康保険高齢受給者証	藤 色	桃 色	H 17. 8. 1	旧受給者証の有効期限が7月31日で満了します。 新しい受給者証は、郵送交付します。

（付記） 「乳幼児医療証」－（桃色）、「障害者医療証」－（青色）、「老人保健法医療受給者証」－（白色）、「障害者医療証（老人保健法対象者用）」－（桃色）は、変わりません。

※注意※ 母子家庭等医療証の更新申請について

母子家庭等医療証の更新につきましては、必ず申請が必要となっております。
医療証は、更新申請により資格審査等を行い、その後交付します。
（児童扶養手当に準じた所得制限があります。）

また、資格取得日（更新認定日）は、申請月の初日となっておりますので、8月1日以降も引き続き母子家庭等医療の適用を受けるためには、遅くとも8月中に更新の申請を行っていただく必要があります。

（8月中に更新申請が行われない場合、8月診療分は母子家庭等医療が適用されないこととなります。）

* 有効期限が失効した医療証のままで受診されている方があれば、母子家庭等医療においては更新手続きが必要である旨をご指導いただければ幸いです。

○ 老人医療証、国民健康保険高齢受給者証の更新には、更新申請の必要はありません。